

平成19年3月5日
経済産業省

厳正な輸出管理の実施について

近年、大量破壊兵器の不拡散や輸出管理に対する国際的な関心が一段と高まる中、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いています。当省としては昨年3月3日に「我が国輸出管理の強化策」を発表し、着実に対策を講じてきましたが、立入検査や大学等向け周知策をはじめとする強化策を今後とも継続して実施するとともに、輸出者等に対して、以下の点を踏まえて、厳正な輸出管理に取り組むよう改めて要請することにしました。

1. 外為法の遵守等の重要性の認識を深め、経営トップが社内、子会社、海外子会社等への当該認識の周知徹底、輸出管理体制の整備、輸出管理の実施等に責任を持つこと。
2. 立入検査の結果、取引審査や出荷管理に不適切な点が集中する傾向があることを踏まえて輸出管理状況の点検を行い万全を期すこと。
3. 輸出許可申請書類の不備など不適切な輸出許可申請の事案、許可条件や誓約内容が的確に履行されない事案もまま見られる状況のため、適正な許可申請や許可条件等の履行に万全を期すこと。
4. 輸出管理を的確に実施している許可申請者向けに極力審査期間を短縮する「ファーストトラック審査」を運用しているが、不適切な申請書類による申請が継続する場合には、輸出管理が的確に実施されていないと認められその適用対象から除外されることから、適正な輸出管理が行われているかを確認すること。
5. 輸出者にとっては、用途の厳正な確認、転用・無断再移転の防止のための取り組みを徹底すること。最近一部の工作機械企業が輸出貨物の移設を検知する機器を導入しつつあることは、その取り組み強化に向けた積極的な姿勢の現れと認識。

<関連資料>
厳正な輸出管理の実施について

(本資料のお問い合わせ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 電話：03-3501-2800 (直通)
担当者：竹上補佐、垣見補佐、田上補佐